

## 第1章 高齢者等の見守りネットワークについて

### 1 今、何故、見守りが必要なのか(P.1)

- ・ 超高齢社会の到来に伴い、65歳以上のひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加
  - ・ 見守りは、自治体にとって喫緊に取り組むべき行政課題であるとともに、住民同士で支え合う「共助の取組」でもある。
- ⇒ 見守りは、住民、民間事業者、行政等様々な主体が、それぞれの役割分担の下、連携して行われることが重要。  
それが、「共に支え合いながら、安心していつまでも住み続けることのできる地域社会の再生」＝「地域包括ケアシステムの構築」へと繋がる。

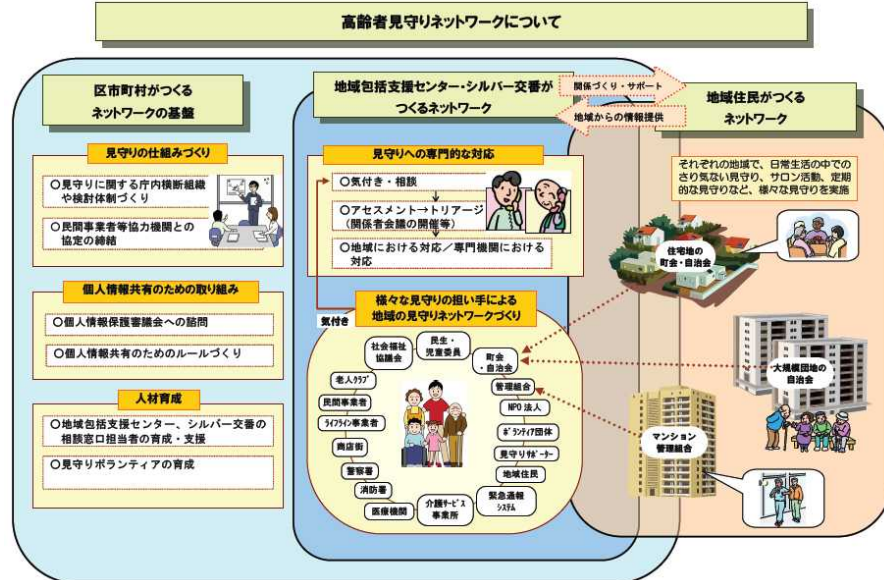
### 2 見守りの種類(P.1)

見守りは、次の3つの種類に分けられる。これらが相互に機能を分担し合い、見守りが必要な人に合わせて、様々な組み合わせで行われる。

① 緩やかな見守り	・ 地域住民や民間事業者が日常生活、日常業務の中で、いつもと違う、何かおかしいと感じる人がいたら、専門の相談機関に相談するなど、地域で緩やかに行う見守り活動。
② 担当による見守り	・ 定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、民生委員、老人クラブ、住民ボランティアが訪問するなど、担当を決めて定期的に行う見守り活動。
③ 専門機関による見守り	・ 認知症、虐待をはじめとして、対応が困難な課題を抱えている人に対して、地域包括支援センター、シルバー交番等の専門機関の職員が専門的な知見を持って行う見守り。

### 3 見守りネットワークとは(P.4)

- ・ 高齢者等の見守りネットワークとは、地域住民、民間事業者、専門機関等、地域の様々な主体がそれぞれの役割分担の下、相互に連携しながら見守り活動を行うことで、誰もが安心して暮らし続けられる体制が構築されている状況を指す。
- ・ ネットワークは、「区市町村」、「地域包括支援センター・シルバー交番」、「地域住民」がそれぞれの役割に応じて構築するもの。相互のネットワークが連携することで有効に機能する。



### 4 見守りネットワークにおける各主体の役割

#### (1) 区市町村がつくるネットワークの基盤(P.5)

区市町村は、見守りネットワークの基盤を広域的に整備することで、地域包括支援センターやシルバー交番などが機動的かつ効果的に見守り活動を行えるよう支援を行う。

- ① 見守りの仕組みづくり(庁内組織横断的な連携体制の構築、民間事業者等との協定の締結)
- ② 個人情報共有のための取組み(個人情報保護審議会への諮問等による見守りの担い手への情報提供)
- ③ 人材育成(見守り専門職及び見守りボランティアの育成)
- ④ 権限の行使(措置、成年後見制度区市町村申立て等)

#### (2) 地域包括支援センター、シルバー交番がつくるネットワーク(P.9)

地域の見守り専門機関としての役割を担うとともに、担当圏域内で、様々な地域資源と連携したネットワークを構築する。

- ① 地域からの多様な相談に応じるとともに通報を受け付け、必要な対応につなげる。
- ② 見守りネットワークを構築
- ③ 個別の相談から「地域の課題」を見出し、解決策を検討

#### (3) 地域住民がつくるネットワーク(P.11)

団地や町会・自治会等の単位で、地域住民自らが主体的にネットワークを構築する。

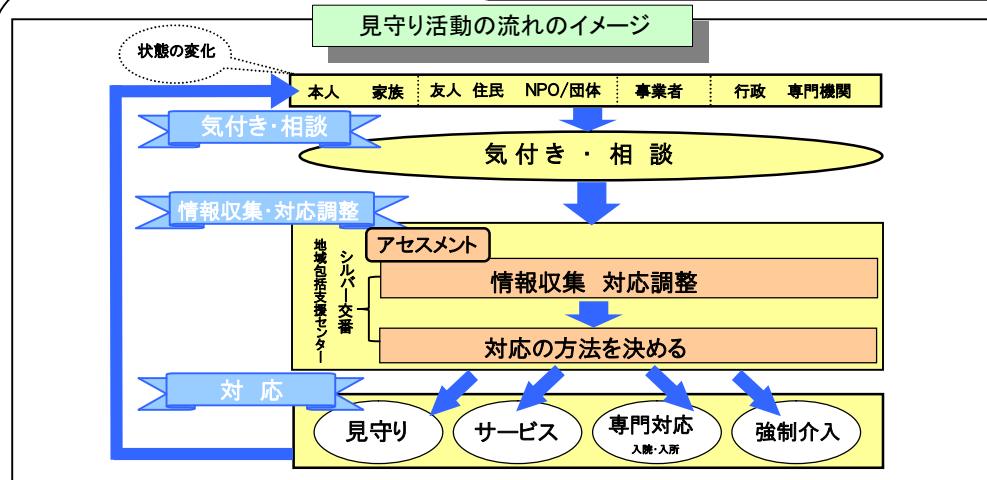
- ① 主体的に独自のネットワークを構築
- ② 見守り専門機関との連携・協力

<地域の主な見守りの担い手について> 民生・児童委員、社会福祉協議会、町会・自治会、老人クラブ

### 5 民間事業者との連携・協定について(P.15) (協定で定める事項、協定締結のポイント)

### 6 見守りの担い手となる人材の育成(P.20、作成中)

## 第2章 見守り活動の基本的な流れとポイント



### 1 気付き・相談

#### (1) 異変への気付き(P.21)

- ・見守り活動で最も重要なことは、異変への早期の気付きと専門機関による適切な対応
- ・地域の様々な主体が、異変を察知する「気付きの目」となって専門機関につなぐことができるように、気付きのポイントを示したガイドラインを示すことが有効

<気付きのポイントの一例>

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 今まで挨拶していたのにしなくなった | <input type="checkbox"/> 昼間でも電気がついたままになっている |
| <input type="checkbox"/> 最近知らない人が出入している    | <input type="checkbox"/> 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている |

#### (2) 相談しやすい体制の確保(P.24)

- ① 相談先を一元化し、地域住民に広く周知
- ② 効果的な周知方法(チラシ・パンフレットの作成、相談しやすい場づくり等)
- ③ 開庁時間外の相談先の設置により、いつ何時起こるかわからない異変に対応

#### (3) 気付きやすい地域の土壌づくり(P.31)

住民の気付きを速やかに相談機関につなげるための視点と工夫を整理

- ① 地域包括支援センター・シルバー交番の取組
  - ・地域の住民組織と顔の見える関係を築く
  - ・地域のキーパーソンからの情報収集
  - ・民間サービスや介護サービス事業者と連携
  - ・全戸訪問調査や機器見守りシステムの活用 等
- ② 住民の取組
  - ・町会・自治会等の取組
  - ・集合住宅における管理人・管理会社の取組(サロン・マップ等)
  - ・集合住宅における住民とのコミュニケーション、鍵の取扱いの取決め

#### (4) 居住形態別の気付きのポイント(P.39)

地域包括支援センター等が見守り活動をするにあたり、居住形態別に留意すべきポイントを整理

- ① オートロックマンション
- ② 集合住宅団地
- ③ 戸建て住宅地
- ④ 賃貸アパート等

### 2 専門機関の情報収集と対応調整(アセスメント)

住民等からの相談を受けた後、地域包括支援センター、シルバー交番等が行うべきことを整理

#### (1) 対象者の情報収集(P.48)

- ・訪問による状況確認
- ・民生・児童委員、地域住民、かかりつけ医、ケアマネジャー等からの情報収集
- ・各種行政情報の確認

#### (2) 関係機関間の対応調整(P.49)

- ・予後予測(現状のまま推移した場合の将来のリスク)の情報等の検討整理
- ・本人の状態に応じた見守り方法の検討
- ・支援方針の確定のため随時関係者会議を開催

#### (3) 対応の方法を決める(P.50)

#### (4) 継続的な情報の検討分析の実施(P.51)

#### (5) 相談者への情報のフィードバック(P.52)

- ① 情報のフィードバックにより、相談者と見守りの専門機関との信頼関係を構築
- ② フィードバックの際は、個人情報保護の観点から配慮が必要

### 3 地域で支え見守るための対応事例

地域包括支援センター等が現場で壁に突き当たることの多いケースを取り上げ、対応のポイントを整理

- (1) 本人が対応を拒否するケース(P.53)(定期訪問による安否確認、キーパーソン・地域住民の協力 等)
- (2) 家族が介入を拒否するケース(P.57)(家族との関係構築、虐待の恐れがある場合区市町村へ通報 等)
- (3) 自宅内で倒れている可能性があるケース(P.59)(警察・消防と連携、鍵の開錠・救出 等)
- (4) 認知症の疑いがあるケース(P.62)(地域住民の認知症への理解を深める 等)
- (5) 複数人世帯で地域から孤立しているケース(P.67)(介護者支援、見守り対象者を幅広く捉える 等)
- (6) 様々なケースの共通ポイント(P.71)(医療・保健、介護保険、生活支援サービス等へつなげる)

<コラム> ・生活困窮者への対応 ・災害時の対応

### 4 対応後の評価(P.75)

見守り活動に対して、期間を決め計画を立てて実施し、実施したことへの評価を行い、対応の修正を図ることで、メリハリのある支援が可能となる。

第3章 個人情報の適切な共有について(P.79、作成中)

第4章 資料編(各種調査結果、会議要綱・委員名簿等)